

農業信用保証保険制度のご案内

農業信用保証保険制度は、農業者等の方々の信用力を補完し、
経営改善等に必要な資金の円滑な調達を支援する制度です。
本制度を有効にご活用下さい。



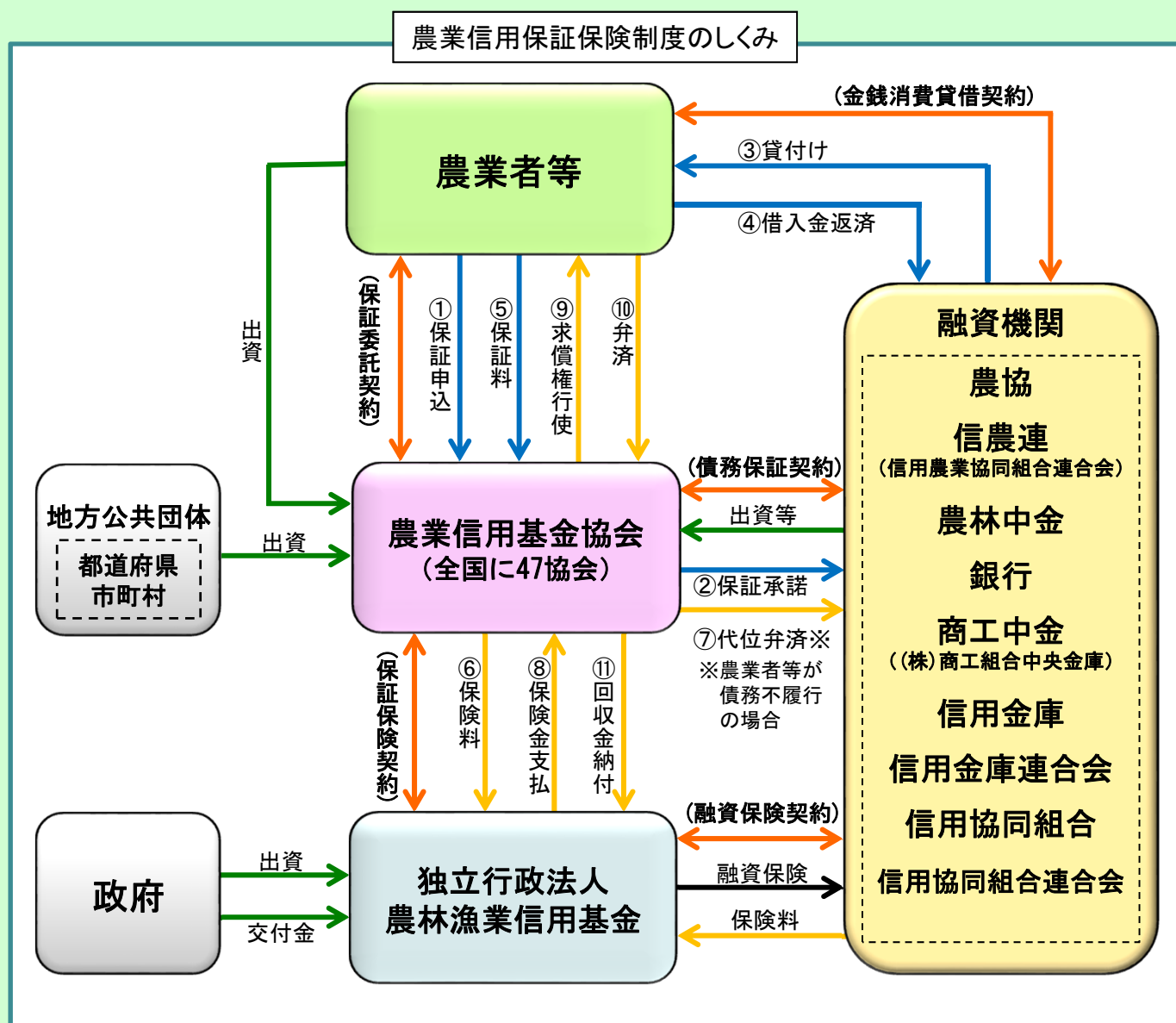
農業信用保証保険制度の概要

農業信用保証保険制度とは

農業信用保証保険制度は、農業者等の方々の信用力を補完し必要とする資金が円滑に供給されることにより、農業経営の改善、農業の振興に資するようにするために設けられた制度です。

具体的には、農業者等の方々や地方公共団体等の出資により設立された農業信用基金協会（略称「基金協会」）が、融資機関から資金の貸付けを受ける農業者等の方々の債務を保証し、この保証について独立行政法人農林漁業信用基金（略称「信用基金」）が行う保証保険により補完する仕組みとなっています。

また、信用基金は、基金協会が保証する場合を除き、融資機関の大口貸付等について直接保険引受をする融資保険も行っています。



農業信用保証保険制度のしくみ

農業信用保証保険制度のしくみ

農業信用保証保険制度は、「農業者等の方々、融資機関、基金協会の３者から成り立つ信用保証制度」と「信用基金が基金協会に対して保険を行う信用保険制度」とで成り立っています。

信用保証制度

○農業者の信用を補完する保証

農業者等の方々が融資機関から農業経営に必要な資金等を借り入れる際、基金協会が保証人となることにより円滑な資金調達を図ることを目的とした制度が「信用保証制度」です。

○信用保証制度のしくみ

1. 基金協会は、保証業務を運営するために必要な事項について、融資機関とあらかじめ基本契約である「債務保証契約」を締結します。
2. 債務保証の利用者である農業者等の方々と、その融資を行う融資機関とで、保証利用額に応じた負担（出資等）をしていただきます。
3. 基金協会は、農業者等の方々の債務保証申込みについて審査を行い、保証の承諾を決定します。
4. 融資機関は、農業者等の方々が債務不履行になったとき、代位弁済請求をすることができ、基金協会は、融資機関から代位弁済請求があったときは、遅滞なくこれを弁済します。

信用保険制度

○信用保証制度を補完する保険

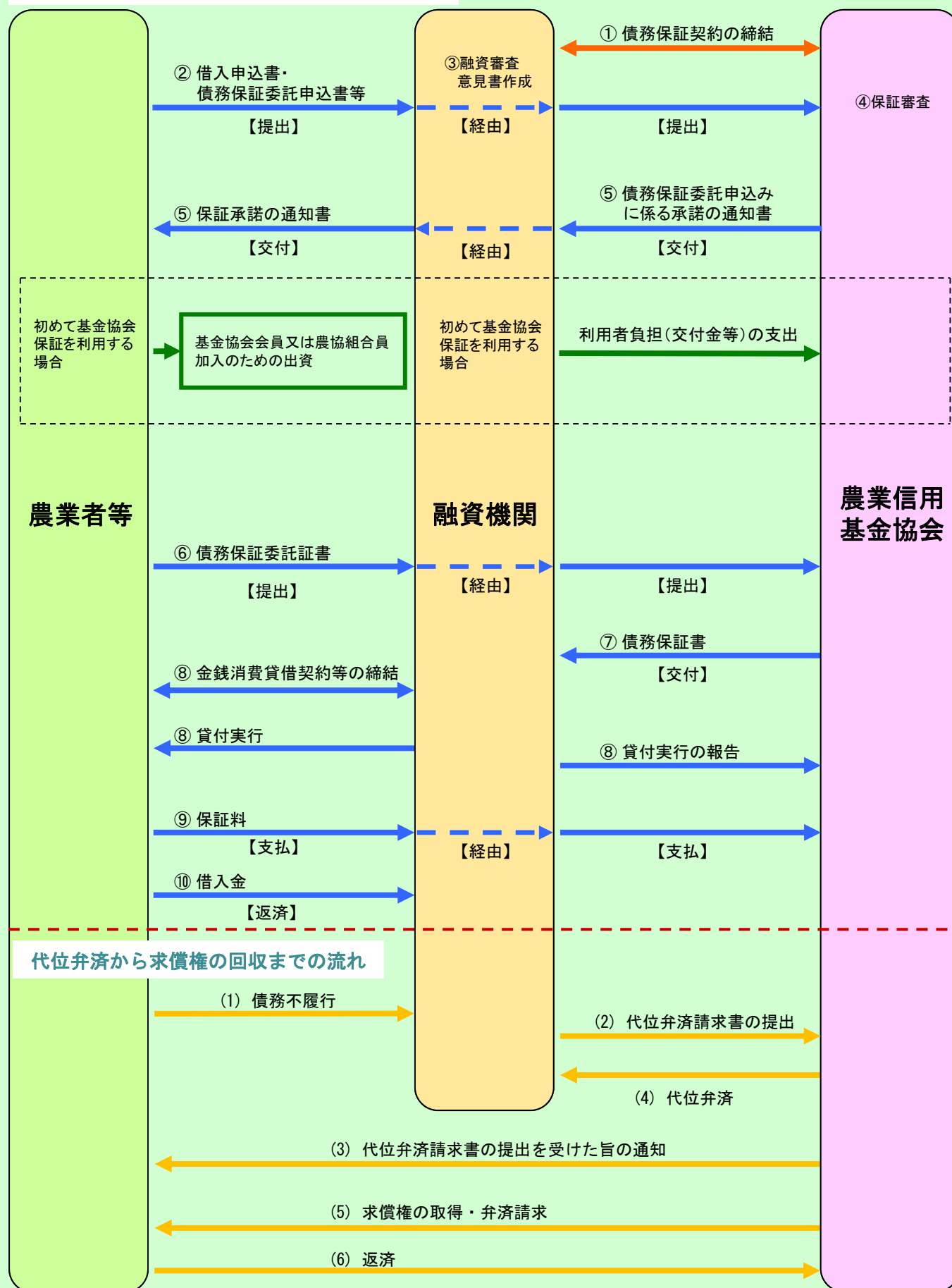
基金協会の信用保証制度の機能が十分に発揮できるようにすることを目的として、基金協会が保証を引き受け、その保証を信用基金の保険に付保する制度が「信用保険制度」です。

○信用保険制度のしくみ

1. 信用基金と基金協会は、保証保険契約を締結し、この保証保険契約に基づき信用基金は基金協会の保証に対して保険を引き受けます。
2. 基金協会は、農業者等の方々から受領した保証料の中から、信用基金に保険料を支払います。
3. 基金協会が、融資機関に代位弁済したときは、信用基金に保険金の請求を行います。
4. 信用基金は、代位弁済した元本及び利息の70%を保険金として、基金協会に支払います。
5. 基金協会は、代位弁済をした農業者等からの回収金について、保険金の受領割合に応じて、信用基金に納付します。

農業信用基金協会の債務保証の利用手続き

債務保証の申込みから借入金の返済までの流れ



債務保証の申込みから借入金の返済までの流れ

- ① 基金協会は、保証業務を運営するために必要な事項について、融資機関とあらかじめ基本契約である「債務保証契約」を締結します。
- ② 農業者等は、借り入れの申込みの際に、融資機関を通じ「債務保証委託申込書」等を基金協会に提出します。
- ③ 融資機関は、「債務保証委託申込書」に、意見書等を添付して、基金協会に提出します。
- ④ 基金協会は、「債務保証委託申込書」等を受理後すみやかに審査し、また必要に応じて実地に調査をします。
- ⑤ 基金協会は、保証の承諾を決定したときは、融資機関に承諾の通知書を交付するとともに、融資機関を通じ申込みのあった農業者等に承諾の通知書を交付します。承諾しない場合も、その旨、融資機関と農業者等に通知書を交付します。
- ⑥ 農業者等は、融資機関を通じ「債務保証委託証書」を基金協会に提出します。
- ⑦ 基金協会は、農業者等から「債務保証委託証書」を受理したときは、「債務保証証書」を融資機関に交付します。
- ⑧ 融資機関は、農業者等と金銭消費貸借契約等を締結し、「債務保証証書」に基づいて、貸付けを行います。貸付けをした際、基金協会にその旨を報告します。
- ⑨ 農業者等は、基金協会に保証料を支払います。
- ⑩ 農業者等は、返済条件により融資機関に借入金を返済します。

代位弁済から求償権の回収までの流れ

- (1) 融資機関は、農業者等の借入金の返済が滞り、債務不履行になったときは、債務保証契約に基づき、基金協会に対し、農業者等に代わり借入金を返済するように請求することができます。
- (2) 融資機関の基金協会に対する代位弁済請求書の提出は、債務の弁済期限到来の日又は期限の利益を失った日から3月を経過している必要があります。また、1年経過後は、これを行うことはできません（請求権の失効）。
- (3) 基金協会は、融資機関から代位弁済請求書の提出があったときは、農業者等に対し、この旨を通知するとともに、原債務の保証人（連帯保証人や抵当権設定者）にも通知します。
- (4) 基金協会は、融資機関から代位弁済請求があったときは、遅滞なくこれを弁済します。ただし、融資機関の過失等により弁済を受けられなくなった場合は、その限度で基金協会は代位弁済の責任を免れます（免責）。
- (5) 基金協会は、代位弁済をしたときは、農業者等に対し、その弁済をした金額に相当する求償権を取得することとなり、その内容及び弁済方法を通知します。
- (6) 求償債務者である農業者等は、基金協会から通知された弁済方法により返済をします。

農業信用基金協会の債務保証の対象者

債務保証の対象者

基金協会の債務保証を利用できるのは、基金協会の会員（※１）である農業者等（※２）です。（基金協会の会員になっている農業協同組合の組合員（※３）を含みます。）

◆解説◆

※１ 基金協会の会員とは

基金協会の会員資格は、

- (1) 基金協会の区域内に住所を有する農業者等
 - (2) 基金協会の区域内の全部又は一部を区域とする地方公共団体
- とされています。

基金協会の会員になるためには、１口（１万円）以上の出資が必要です。
なお、保証利用終了後は、出資の払い戻しを請求することが可能です。

※２ 農業者等とは

「農業者等」とは、農業信用保証保険法等で、次のとおり定められています。

- (1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営む者及び農業に従事する者（※４）
- (2) 農業協同組合（農協）
- (3) 農業協同組合連合会
- (4) 農事組合法人
- (5) 農業共済組合及び農業共済組合連合会
- (6) 土地改良区及び土地改良区連合
- (7) たばこ耕作組合
- (8) 農業振興事業協同組合（略称１）
- (9) 農業振興民法法人（略称２）
- (10) 農業協同会社（略称３）

※３ 農業協同組合（農協）の組合員とは

農協は、組合員である農業者の出資により組織された法人です。

このため、農協が基金協会に出資をして、会員になっている場合には、その農協の組合員は、改めて基金協会の会員にならなくても基金協会の債務保証を利用できることとされています。

※４ 農業を営む者と農業に従事する者とは

農業を営む者については、個人、法人、任意団体のいずれであっても該当します。

また、農業に従事する者には、農地を所有せず、また、農業経営は行っていないものの、農業を営む者に雇用されている方や委託を受けて農作業を行う方も該当します。

基金協会保証をご利用できない事例

基金協会の保証をご利用できない事例として、次のような場合があります。

1. 租税等の延滞が常習と認められる場合、又は滞納がある場合
2. 負債の延滞が常習と認められる場合
3. 代位弁済を受けており経営内容が良好でない場合
4. 反社会的勢力と関係がある場合、又は反社会的な行為をする恐れのある場合

詳しい内容は、ご利用される基金協会にご確認ください。

略称1 農業振興事業協同組合とは

農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の保管、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業その他の農業の振興に資する事業（※略称3において「農業振興事業」といいます。）を、主たる事業として行う事業協同組合（農業を営む者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業を営む者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）をいいます。

略称2 農業振興民法法人とは

農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業を営む者及び農業に従事する者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有しているもの、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているものをいいます。

略称3 農業協同会社とは

農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社であって、農業を営む者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあっては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権等を除く。）の過半数を有しているもの、持分会社にあつては業務を執行する社員の過半を占めているものをいいます。

農業信用基金協会の債務保証の対象融資機関及び対象資金

債務保証の対象融資機関

基金協会の債務保証の対象となるのは、次の融資機関から保証対象資金を借り入れた場合になります。

農業信用保証保険法等で次の融資機関が定められています。

1. 組合員への貸付けの事業を行う農業協同組合
2. 信用事業を行う農業協同組合連合会（信農連）
3. 共済事業を行う農業協同組合連合会（共済連）
4. 農林中央金庫
5. 銀行
6. 株式会社商工組合中央金庫（商工中金）
7. 信用金庫及び信用金庫連合会
8. 信用協同組合及び信用協同組合連合会

債務保証の対象資金

基金協会は、農業者等の方々が、経営規模の拡大等に利用される農業近代化資金や新規作物を導入する場合等に利用される農業改良資金等の制度資金（下記の１～７）や、融資機関の農業関係プロパー資金など農業者等の方々の様々なニーズに応じた資金（下記の８）についても債務保証の対象資金にしています。

農業信用保証保険法等で、次の資金が対象資金と定められています。

1. 農業近代化資金
2. 農業改良資金
3. 青年等就農資金
4. 農業経営改善促進資金
5. 農業経営負担軽減支援資金
6. 畜産特別資金
7. 畜産経営維持安定特別対策に係る資金
8. 農業者等が必要とする事業資金等

なお、負債整理資金は、原則として、制度で認められた資金（農業経営負担軽減支援資金、畜産特別資金など）以外は、基金協会の保証はご利用できませんので、ご留意願います。詳しい内容は、ご利用される基金協会にご確認ください。

農業信用基金協会の債務保証の限度額及び範囲

債務保証の限度額

基金協会の債務保証には、1被保証者に対する保証の最高限度額と、基金協会の保証の最高限度額があります。

1. 1被保証者に対する保証の最高限度

基金協会は、業務方法書で1被保証者についての保証金額の最高限度（「1被保証者最高限度額」といいます。）を定めています。

(1) 特定資金（※5）

当該資金の定める貸付限度額

(2) 特定資金以外【注】

① 個人 3,600万円

② 個人以外の者のうち農業を営む者及び農業に従事する者 7,200万円

③ ①及び②以外の者 15,000万円

【注】詳しい内容は、ご利用される基金協会にご確認ください。

2. 基金協会の保証の最高限度

基金協会は、業務方法書で、基金協会が保証できる上限額を定めています。

保証残高（信用基金と保険関係が成立している保証にあっては、当該保険関係に係る保険金額を除いた額）が、基金（※6）の「〇〇倍」に相当する額となる場合の保証残高の合計額と規定されています。

この「〇〇倍」を「保証倍率」と呼んでいます。

◆解説◆

※5 特定資金とは

農業近代化資金、農業改良資金、青年等就農資金、農業経営改善促進資金、農業経営負担軽減支援資金及び畜産特別資金等の国等の制度資金が該当します。

※6 基金とは

基金協会は、会員からの出資金、準備金からの繰入金、都道府県その他団体から交付された交付金を基本財産として、「基金」として管理しています。

債務保証の範囲

基金協会は、業務方法書で、基金協会が保証する債務の範囲を定めています。
借入金の元本、利息及びその債務の不履行による遅延損害金の合計額の100%以内と規定されています。

なお、保証の範囲は、各資金毎に異なりますので、詳しい内容は、ご利用される基金協会にご確認ください。

農業信用基金協会の債務保証の保証料及び担保・保証人

債務保証の保証料

基金協会は、債務保証のリスクに備えるためのコストとして、被保証者である農業者等の方々から保証料をいただいています。

- | | |
|---------------------|------------|
| ① 農業近代化資金及び農業改良資金 | 年 1. 00%以内 |
| ② 青年等就農資金 | 年 0. 50%以内 |
| ③ ①及び②を除く特定資金 | 年 2. 00%以内 |
| ④ 特定資金以外の資金（プロパー資金） | 年 2. 00%以内 |

なお、保証料率は、各資金毎等に異なっており、農業関係資金については、青色申告書等を基に優遇料率を適用していますので、詳しい内容は、ご利用される基金協会にご確認ください。

債務保証の担保・保証人

基金協会の設立目的及び制度資金の目的、主旨等を踏まえ、農業者等の方々の信用力の補完に資するため、担保・保証人の徴求の軽減に努めています。

また、無担保・無保証人保証（担保や同一経営の範囲内の保証人以外の保証人（第三者保証人）を徴求しない保証）の限度額を超過する場合等は、債権保全措置が形式的・慣行的にならないよう担保・保証人の徴求の弾力化に努めています。

◆解説◆

無担保・無保証人での債務保証の限度額

- 個人 3, 600万円（認定農業者（※7）の場合）
- 法人 7, 200万円（同上）
- 新規就農者 3, 700万円（認定新規就農者（※8）の場合）

基金協会毎に無担保・無保証人での債務保証の限度額は異なりますので、詳しい内容は、ご利用される基金協会にご確認ください。

※7 認定農業者とは

農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者をいいます。

※8 認定新規就農者とは

新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から、自らの農業経営の目標などを記した「青年等就農計画」の認定を受けた方のことをいいます。

農業信用保証保険制度に関するQ&A

1

Q 株式会社であっても、基金協会の債務保証の対象である「農業者等」に該当しますか。

A 農業信用保証保険法第2条第1項第1号の「農業を営む者及び農業に従事する者」は、個人、法人を問いません。また、法人の形態についても制約はありません。

このため、株式会社であっても、継続して農業（農業経営又は農業従事）を行うという実態を伴っている場合には、「農業者等」に該当することになります。

2

Q 建設会社が、農業を営む者から委託を受けた田畑を耕起するためトラクターを購入する場合、その借入金に対する債務保証はどこに依頼すればよいですか。

A 農業を営む者の委託を受けて行う田畑の耕起は、農作業の一部であり、これを行う建設会社は「農業に従事する者」に該当しますので、そのトラクター購入のための借入金については、基金協会の債務保証の対象となります。

また、これまで建設業者として信用保証協会（※）の債務保証を受けていた方が、新たに農作業受託を行う場合に保証を受ける際には、適切な資金供給が行われるよう信用保証協会と基金協会は、連携して相談に応じることとしていますので、いずれかの協会へご相談下さい。

（注）農作業の委託範囲は、耕起、土地改良、田植、種蒔、除草、収穫、乾燥、調製等の一部の委託、全部の委託いずれも該当します。

（※）信用保証協会は、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき、中小企業・小規模事業者の方々が金融機関から事業資金を調達する際に、保証人となって融資を受けやすくなるようサポートする公的機関です。

Q 観光業者が遊園地に隣接する農地を新たに借り上げて行う「イチゴ農園」の設置・運営に必要な借入金に対する債務保証は、どこに依頼すればよいのですか。

A 来場者に販売する目的で行うイチゴの生産は、農業に該当しますので、その生産に必要な農機具、生産施設、借地料、種苗代、肥料代、労賃等の支払に要する借入金については、基金協会の債務保証の対象となります。

なお、「イチゴ農園」のうち、観光業として扱われる部分の借入金については、信用保証協会の債務保証の対象として取り扱うことも可能です。

どちらに依頼すればよいかわからないような場合には、信用保証協会と基金協会は連携して相談に応じますので、いずれかの協会へご相談下さい。

Q レストラン経営者が、農地を借り上げて行う野菜・畜産物等の食材生産に必要な借入金に対する債務保証は、どこに依頼すればよいのですか。

A レストランの来客に提供するための食材となる農産物の生産は、農業に該当しますので、その生産に必要な農機具、生産施設、借地料、種苗代、肥料代、労賃等の支払に要する借入金については、基金協会の債務保証の対象となります。

また、レストラン経営における運転資金に要する借入金については、信用保証協会の債務保証の対象として取り扱うことも可能です。

どちらに依頼すればよいかわからないような場合には、信用保証協会と基金協会は連携して相談に応じますので、いずれかの協会へご相談下さい。

Q 株式会社日本政策金融公庫が保険対象とする農業関連事業に対する融資はどのようなものですか。

A 中小企業信用保険制度上、農業は対象外となっていますが、工場的生産設備または製造加工設備を有するきのこ、かいわれ大根等の農業関連事業で製造加工業に整理されるものは、中小企業信用保険制度においても対象となっています。

製造加工業に整理されるものの具体例

- ・きのこ製造（菌床栽培方式による生産であって、工場的生産設備を有するものに限る。）
- ・かいわれ大根製造業（苗床栽培方式による生産であって、工場的生産設備を有するものに限る。）
- ・もやし栽培農業（製造加工設備を有するものに限る。）
- ・茶作農業（製造加工設備を有し、荒茶及び仕上茶を製造するものに限る。）
- ・蚕種製造（製造加工設備を有するものに限る。）
- ・蚕種製造請負（製造加工設備を有するものに限る。）

対象者と事業内容による整理表

区分	農業	製造加工業
農業者等	農業信用基金協会 (一部信用保証協会)	農業信用基金協会 (一部信用保証協会)
中小企業者	農業信用基金協会 (中小企業者であっても 農業を営む者又は農業 に従事する者は対象)	信用保証協会

Q 農協の組合員ではない農業者等の方が、農協以外の融資機関（銀行、商工中金、信用金庫及び信用金庫連合会又は信用協同組合及び信用協同組合連合会）から借り入れる際の基金協会の債務保証の手続きはどうなるのですか。

A 農協の組合員でなくても、また、融資機関が農協でなくても、農業に関する融資であれば、基金協会の債務保証の対象になります。

このような場合の手続きは以下のとおりとなっています。

1. 基金協会の債務保証を希望する農業者等の方は、基金協会の会員になる必要があります。会員になるためには、基金協会が定めるところにより、1口（1万円）以上の出資をしていただく必要があります。
2. 融資機関と基金協会は、農業者等の債務保証申込みに先立ち、債務保証契約を結びます。
3. なお、基金協会の債務保証の最高限度額は、自己リスク保証残高で基金の20倍（保証倍率）前後と定められておりますので、債務保証の利用者である農業者等被保証者の方と、その融資を行う融資機関とで、保証利用額に応じた負担（出資金等）をしていただく仕組みとなっています。（これとは別に、代位弁済等のリスクに応じた拠出金制度が設けられている資金については、これを負担する必要があります。）

※ 詳しい内容は、ご利用される基金協会にご確認ください。

Q 農業経営や技術指導等について、相談するところがありますか。

A 農業経営に関する経営指導や管理方法等については、基金協会から以下の農業専門機関を紹介することも可能ですのでご相談ください。

- | | |
|--------------------|---------------------------------|
| ○ 農業生産・技術指導に関する相談 | … 都道府県農業改良普及センター |
| ○ 新規就農に関する相談 | … 都道府県青年農業者等育成センター |
| ○ 農地に関する相談 | … 市町村農業委員会 |
| ○ 農業法人の運営・経営に関する相談 | … 都道府県農業法人協会 |
| ○ 融資や経営に関する相談 | … 株式会社日本政策金融公庫支店 |
| ○ 農業経営の法人化に関する相談 | … 都道府県農業経営担当部署
（農業経営者サポート事業） |

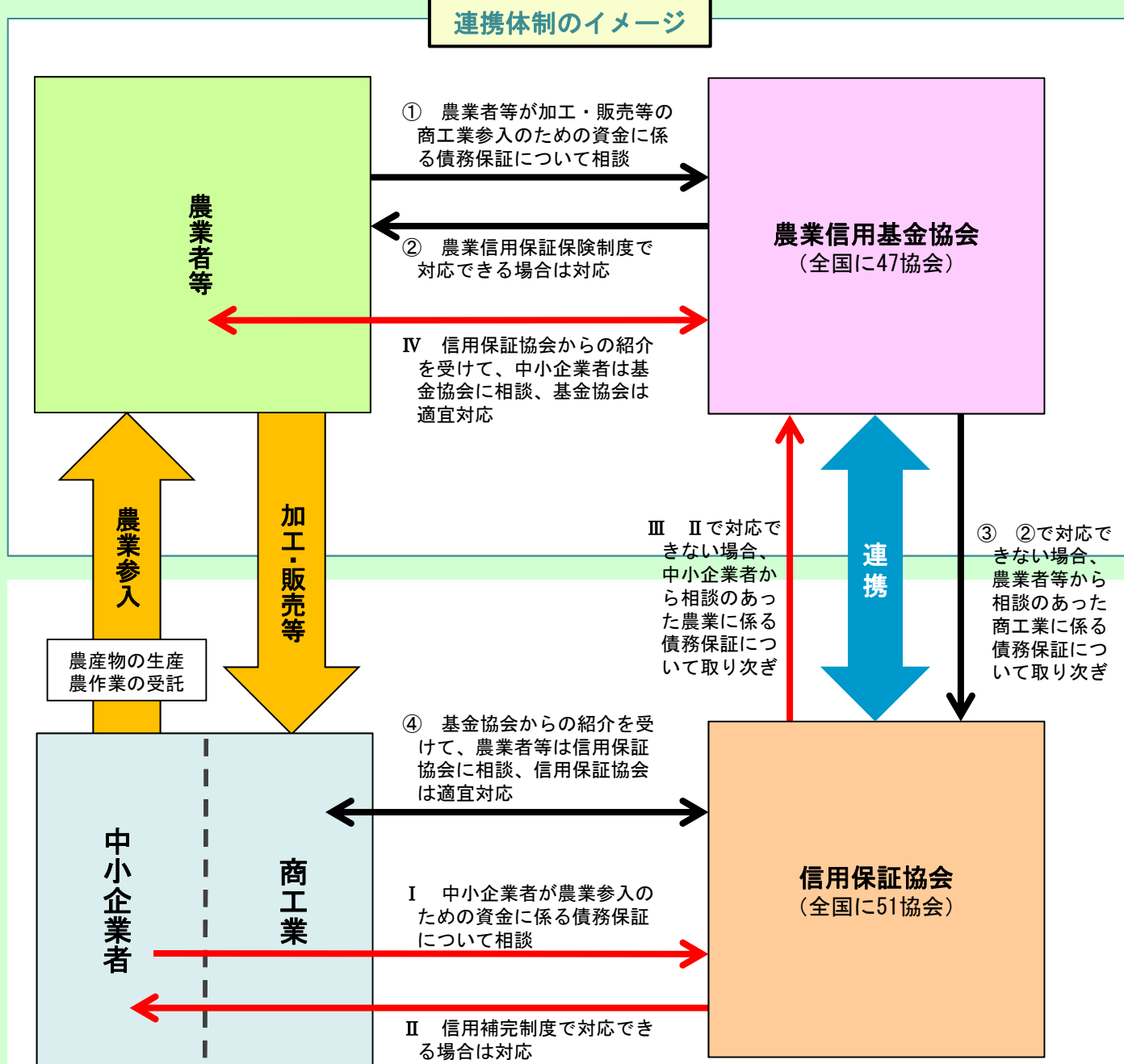
農業信用基金協会と信用保証協会の連携

近年、中小企業者（建設業、加工業、流通業等を行う方）が、農業に参入するケース、農業者等が生産・加工・販売まで一貫して行うケースが見受けられるため、資金に関わる事業者の多様なニーズに対応できるよう、基金協会と信用保証協会が相互に連絡を取り合うなどの対応を取ることが重要になります。

このため、両協会が連携して事業者の相談に応じるなど、円滑な保証引受のための連携体制の構築を図っていくこととしておりますので、お近くのいずれかの協会にご相談下さい。

また、農業信用保証保険制度に関するお問い合わせは、基金協会のほか、農林水産省経営局金融調整課においてもお受けしております。

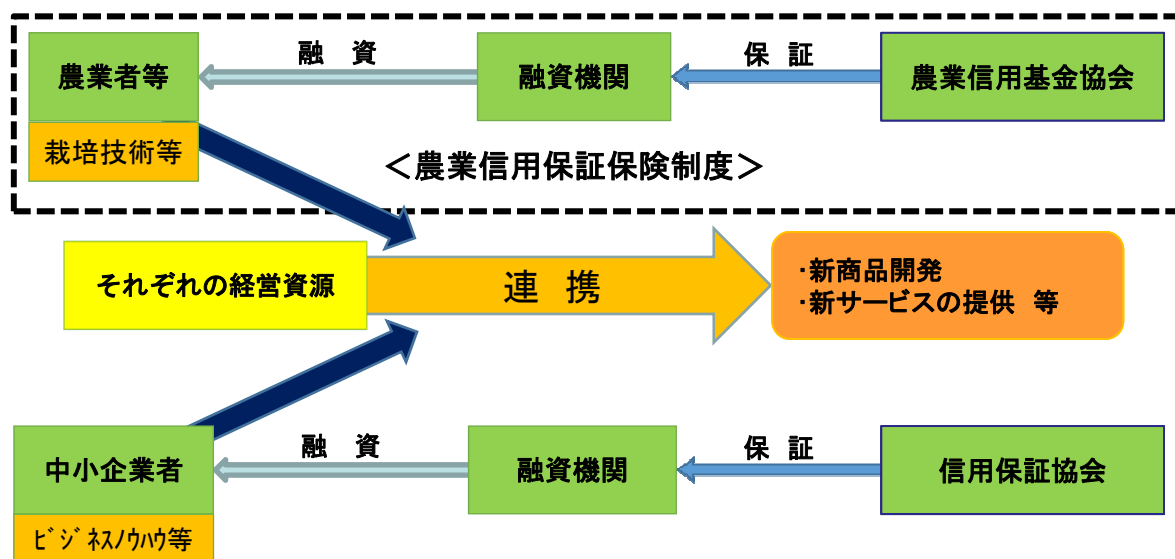
連携体制のイメージ



農商工等連携・6次産業化の取組みへの利用

農商工等連携の取組みへの利用について

基金協会の保証対象者である農業者等が行う、農商工等連携促進法（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号））第4条第1項の農商工等連携事業計画の認定を受けた事業（※9）について、その事業に必要な資金は農業信用保証保険制度の対象となり、保証の特例（※10）があります。



出典：「農商工連携」を始めよう！～農商工連携事例集～（農林水産省ホームページ）
(<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/nosyoko/attach/pdf/index-35.pdf>) を加工して作成

◆解説◆

※9 農商工等連携促進法第4条第1項の農商工等連携事業計画の認定基準とは

農林水産大臣は、地域を支える中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るため、農林漁業者と中小企業者が共同で新商品の開発等に取り組む農商工等連携事業について、計画の認定を行います。認定基準は次のとおりです。

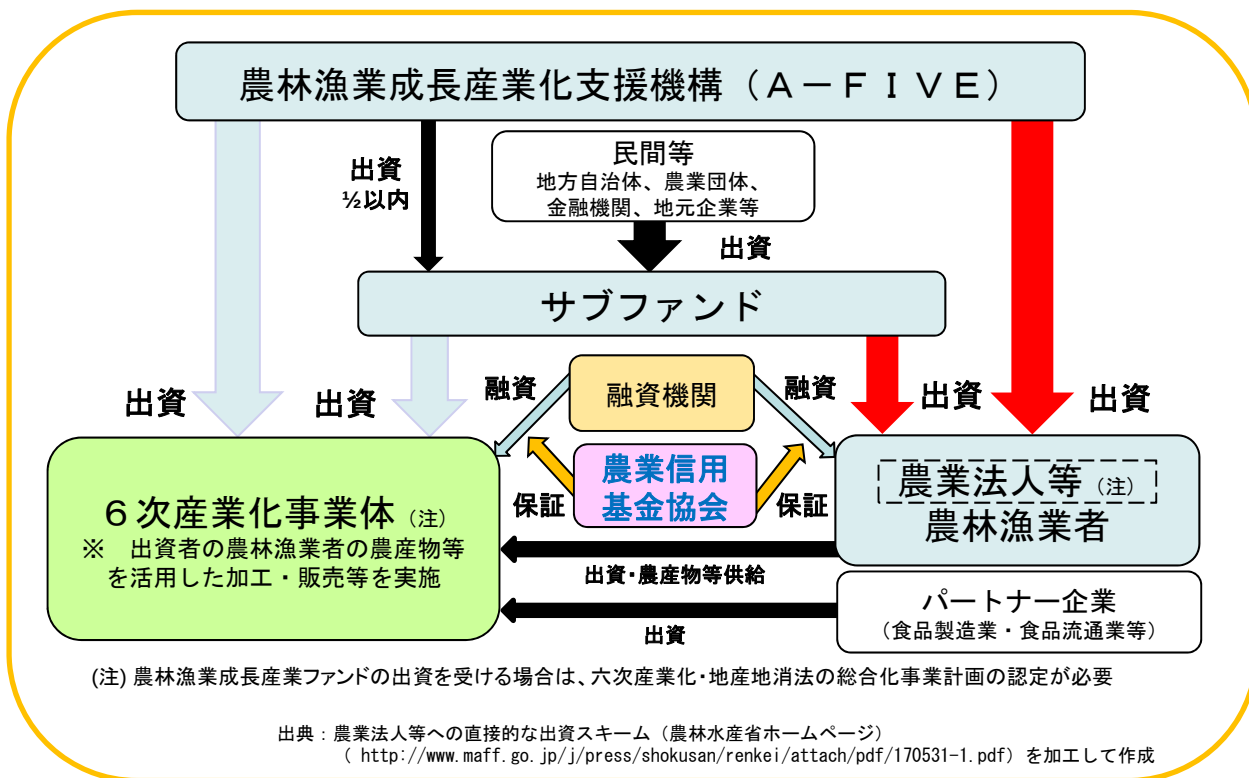
- ① 農林漁業者と中小企業者が有機的に連携して実施
- ② 両者の経営資源（技術・知識・ビジネスノウハウ等）を有効に活用
- ③ 連携事業により新たな商品、サービスの開発、生産、需要の開拓等を行う
- ④ 農林漁業者及び中小企業者の双方の経営を向上
- ⑤ 事業期間は5年以内

※10 認定事業に対する保証の特例とは

農業信用基金協会が行う保証については、1被保証者についての保証の金額の最高限度のほかに、農商工等連携に係る認定事業資金のみで2億円が別枠として保証を受けることができます。

6次産業化の取組みへの利用について

基金協会の保証対象者である農業者等が行う、六次産業化・地産地消法（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号））第5条第1項の総合化事業計画の認定を受けた事業（※11）や株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A－F I V E）の出資を受けた事業（※12）について、その事業に必要な資金は農業信用保証保険制度の対象となります。



◆解説◆

※11 六次産業化・地産地消法第5条第1項の総合化事業計画の認定を受けた事業とは

農林水産大臣は、農林漁業経営の改善を図るために農林漁業者等が行う総合化事業について、計画の認定を行います。総合化事業とは、以下のいずれかに該当するものです。

- ・ 自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品開発、生産又は需要の開拓
- ・ 自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善
- ・ これらを行うために必要な生産の方式の改善

※12 株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A－F I V E）の出資を受けた事業とは

A－F I V Eが、「6次産業化事業体」、「別法人を設立せず直接6次産業化事業を行う農業法人等」（ともに※11の認定事業者）に対して、直接出資・サブファンド経由の間接出資により支援を実施した事業をいいます。

農業融資保険の利用について

農業融資保険は、基金協会が保証を行う場合を除き、大口農業貸付（注１）等について、信用基金が保険を行う制度です。

農業者等の必要とする資金の貸付けについて基金協会の債務保証を利用する前提で手続きを進めることとなりますが、大口農業貸付等で基金協会が債務保証を行うことができないと判断し、融資機関（注２）として融資保険を利用したいと考えた場合には、貸付関係書類を信用基金に提出し、融資保険の引受を行う場合は、信用基金が別に定める融資保険約款に基づく保険契約の締結が必要になります。

（注１）原則、１件２億円以上となります。ただし、一部の資金等について基金協会が債務保証を行うことが困難な場合は２億円未満であっても融資保険契約を締結できます。

（注２）農業協同組合（主務大臣が指定するもの）・信用農業協同組合連合会・農林中央金庫・銀行・商工組合中央金庫・信用金庫・信用金庫連合会・信用協同組合・信用協同組合連合会

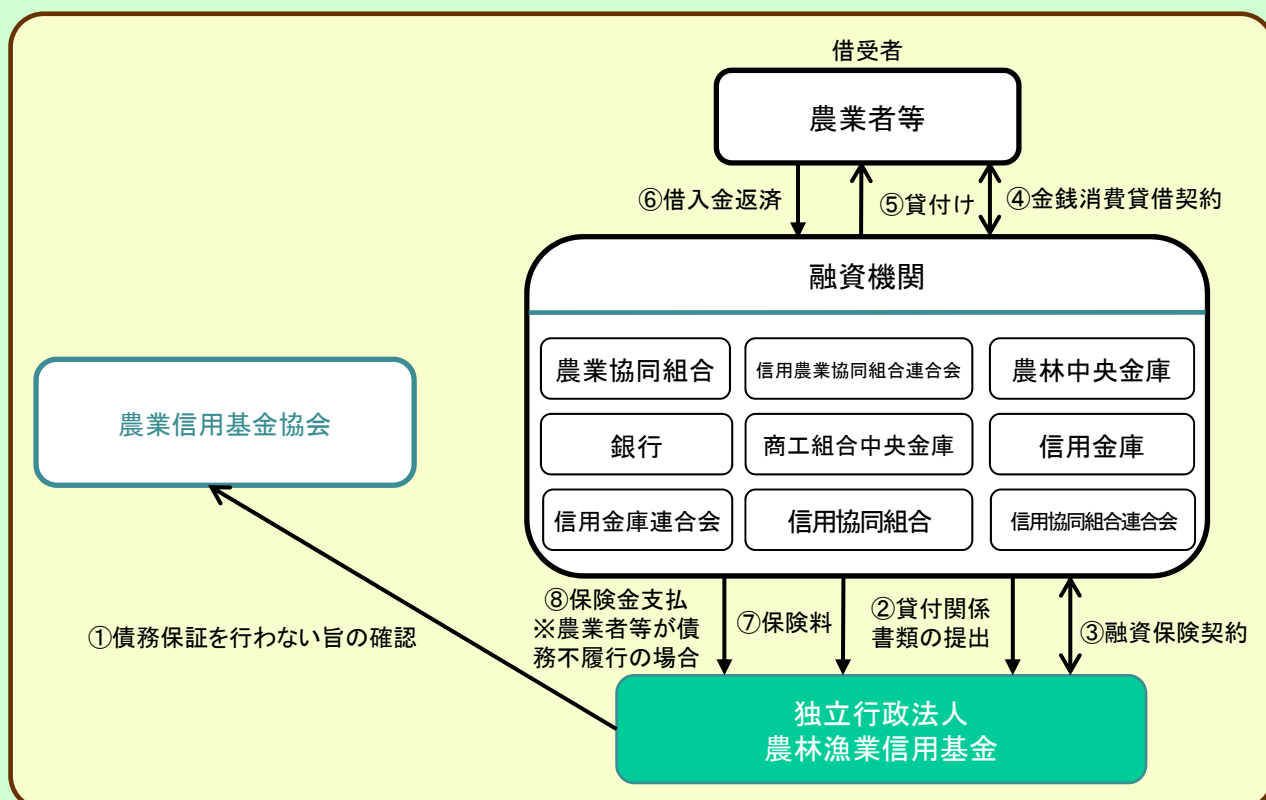
○農業融資保険の内容

○対象となる貸付先

農業を営む者及び農業に従事する者（個人、法人、任意団体のいずれも該当します。）、農事組合法人などが対象となります。

○対象資金

- ① 農業近代化資金
- ② 農業改良資金
- ③ 青年等就農資金
- ④ 農業経営改善促進資金
- ⑤ 畜産特別資金、農業経営負担軽減支援資金などの国が指定する農業経営維持に必要な資金
- ⑥ 農業施設資金、農業運転資金、その他農産物の処理加工又は流通に必要な資金



○保険料率

保険関係が成立した貸付けにつき融資機関が信用基金に支払うべき保険料の額は、貸付金の返済条件に従い計算した保険金額に貸付の期間1年につき次表に掲げる資金区分に対応する保険料率を乗じて得た額です。

資金区分		保険料率(注3～5)
特定資金	農業経営改善資金(注1)	年0.09%又は年0.27%(災害特例あり)
	農業経営維持資金(注2)	年0.27%又は年0.51%(災害特例あり)
農業施設資金		年0.24%又は年0.42%(災害特例あり)
農業運転資金		年0.21%又は年0.39%(災害特例あり)

- (注1) 農業経営改善資金とは、農業経営の改善を図るための国等の制度資金（農業近代化資金、農業改良資金、青年等就農資金、農業経営改善促進資金など）。
- (注2) 農業経営維持資金とは、農業経営の維持継続を図るための国等の制度資金（畜産特別資金、農業経営負担軽減支援資金、家畜疾病経営維持資金、畜産経営体質強化支援資金など）。
- (注3) 保険料率は、農業者等の直近3ヶ年の決算書等を基に財務内容その他の経営状況を総合的に評価し、信用力が高いと認められる場合は、資金区分に対応する保険料率のうち低い保険料率を適用（農業経営維持資金については畜産経営体質強化支援資金に限る）。ただし、この低い保険料率の適用については、令和2年4月1日から廃止。
- (注4) 農業経営改善資金のうち青年等就農資金に係る保険料率は、資金区分に対応する保険料率のうち低い保険料率を適用。ただし、この低い保険料率の適用については、令和2年4月1日から廃止。
- (注5) 災害特例とは、信用基金が適用することが必要と認めた災害により被災した農業者等がその農業経営の再建を図ろうとする場合に適用。その水準については、各融資機関が適用する基本の貸付利率からの引下げ幅に応じて次のとおり。

資金区分		保険料率の災害特例	
		基本の貸付利率からの引下げ幅が30%以下の場合	基本の貸付利率からの引下げ幅が30%を超える場合
特定資金	農業経営改善資金	年0.20%	年0.08%
	農業経営維持資金	年0.36%	年0.15%
農業施設資金		年0.23%	年0.11%
農業運転資金		年0.27%	年0.12%

○保険事故

貸付けの弁済期後3月経過した時における債務の不履行による貸付金の全部又は一部の回収未済

○支払保険金額

貸付金の未回収元金の70%（利息・遅延損害金は含みません。）

○保険金の全部又は一部をお支払できない場合

- ・融資機関が、故意又は重大な過失により、貸付対象者でない者に対し貸付けを行ったとき。
- ・融資機関が、故意又は重大な過失により、その貸付金が目的外に使用される貸付けを行ったとき。
- ・融資機関が、信用基金と協議して付した保険条件である保証人又は担保を徴求しなかったとき。

など融資機関が業務方法書又は約款の条項に違反したときは、その事実に係る保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、保険金の全部若しくは一部を返還していただくことがあります。

○保険金お受け取り後

融資機関は、支払を受けた保険金に係る貸付金債権の管理及び回収のために、他の貸付金債権と同様の注意をもって、必要な措置を講じなければなりません。

当該貸付けについて借入者等から返済があった場合は、その返済額の10分の7の額を信用基金に納付していただきます。

相談窓口のご案内

農業信用基金協会窓口一覧		住 所	電話番号
北海道農業信用基金協会	〒060-0004	札幌市中央区北四条西1丁目1番地 北農ビル14階	011-232-6085
青森県農業信用基金協会	〒030-0847	青森市東大野2丁目1番地15	017-762-2751
岩手県農業信用基金協会	〒020-0022	盛岡市大通1丁目2番1号 岩手県産業会館2階	019-626-8564
宮城県農業信用基金協会	〒980-0011	仙台市青葉区上杉1丁目2番16号 JAビル宮城6階	022-264-8661
秋田県農業信用基金協会	〒010-0976	秋田市八橋南2丁目10番16号	018-864-2394
山形県農業信用基金協会	〒990-0042	山形市七日町3丁目1番16号 山形県JAビル6階	023-634-8272
福島県農業信用基金協会	〒960-0231	福島市飯坂町平野字三枚長1番地1	024-554-3225
茨城県農業信用基金協会	〒310-0022	水戸市梅香1丁目1番4号	029-232-2290
栃木県農業信用基金協会	〒321-0905	宇都宮市平出工業団地9番地25 栃木県JAビル7階	028-616-8888
群馬県農業信用基金協会	〒379-2147	前橋市亀里町1310番地 JAビル6階	027-220-2167
埼玉県農業信用基金協会	〒330-0063	さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号	048-829-3455
千葉県農業信用基金協会	〒260-0031	千葉市中央区新千葉3丁目2番6号	043-245-7470
東京都農業信用基金協会	〒190-0023	立川市柴崎町3丁目5番24号 JA東京第2ビル4階	042-528-1364
神奈川県農業信用基金協会	〒243-0013	厚木市泉町3番13号 厚木駅前農協会館5階	046-226-5191
山梨県農業信用基金協会	〒400-8530	甲府市飯田1丁目1番20号	055-223-3601
長野県農業信用基金協会	〒380-0826	長野市大字南長野北石堂町1177番地3 JA長野県ビル10階	026-236-2412
新潟県農業信用基金協会	〒951-8116	新潟市中央区東中通1番町189番地3 JA新潟ビル7階	025-230-2411
富山県農業信用基金協会	〒930-0006	富山市新総曲輪2番21号	076-445-2322
石川県農業信用基金協会	〒920-0383	金沢市古府1丁目220番地	076-240-5584
福井県農業信用基金協会	〒910-0005	福井市大手3丁目2番18号	0776-27-8295
岐阜県農業信用基金協会	〒500-8367	岐阜市宇佐南4丁目13番1号	058-276-5253
静岡県農業信用基金協会	〒422-8691	静岡市駿河区南町14番25号 エスパティオ4階	054-284-9872
愛知県農業信用基金協会	〒465-8502	名古屋市名東区社口2丁目301番地	052-715-5177
三重県農業信用基金協会	〒514-0006	津市広明町122番地の1	059-229-9211
滋賀県農業信用基金協会	〒520-0807	大津市松本1丁目2番20号 滋賀県農業教育情報センター5階	077-521-1722
京都府農業信用基金協会	〒621-0052	亀岡市千代川町千原一丁目5番20号	075-681-4525
大阪府農業信用基金協会	〒541-0043	大阪市中央区高麗橋3丁目3番7号	06-6204-3626
兵庫県農業信用基金協会	〒650-0024	神戸市中央区海岸通1番地 兵庫県農業会館4階	078-333-5855
奈良県農業信用基金協会	〒630-8131	奈良市大森町57番地の3 奈良県農協会館内	0742-27-4180
和歌山県農業信用基金協会	〒640-8331	和歌山市美園町5丁目1番地の1 和歌山県JAビル4階	073-488-5681
鳥取県農業信用基金協会	〒680-0833	鳥取市末広温泉町723番地	0857-23-0154
島根県農業信用基金協会	〒690-0887	松江市殿町19番地1	0852-31-3628
岡山県農業信用基金協会	〒700-0826	岡山市北区磨屋町9番18の401号	086-232-2382
広島県農業信用基金協会	〒730-0051	広島市中区大手町4丁目7番3号	082-247-4257
山口県農業信用基金協会	〒754-0002	山口市小郡下郷1242番地4	083-973-3290
徳島県農業信用基金協会	〒770-0011	徳島市北佐古一番町5番12号	088-634-2653
香川県農業信用基金協会	〒760-0023	高松市寿町1丁目1番12号	087-825-0281
愛媛県農業信用基金協会	〒790-8555	松山市南堀端町2番地3	089-948-5677
高知県農業信用基金協会	〒780-8511	高知市北御座2番27号	088-802-8045
福岡県農業信用基金協会	〒810-0001	福岡市中央区天神4丁目10番12号 JA福岡県会館5階	092-711-3840
佐賀県農業信用基金協会	〒840-0803	佐賀市栄町2番1号	0952-25-5301
長崎県農業信用基金協会	〒850-0862	長崎市出島町1番20号	095-820-2081
熊本県農業信用基金協会	〒860-0842	熊本市中央区南千反畑町2番3号 JA熊本県会館9階	096-328-1270
大分県農業信用基金協会	〒870-0044	大分市舞鶴町1丁目4番15号 農業会館5階	097-538-6456
宮崎県農業信用基金協会	〒880-0032	宮崎市霧島1丁目1番地1 JAビル2階	0985-31-2241
鹿児島県農業信用基金協会	〒890-0064	鹿児島市鴨池新町15番地 JA鹿児島県会館7階	099-258-5635
沖縄県農業信用基金協会	〒900-0025	那覇市壺川2丁目9番地1 JA会館3階	098-831-5321
独立行政法人農林漁業信用基金窓口			
独立行政法人農林漁業信用基金 農業調整室	〒101-8506	東京都千代田区内神田1丁目1番12号 コープビル5階	03-3294-4483
農林水産省担当窓口			
農林水産省経営局金融調整課	〒100-8950	東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番1号 農林水産省5階	03-6744-2171